

- ◆1面
  - 投票できる方
  - 投票所変更のお知らせ
- ◆2面
  - 衆議院(小選挙区)のお知らせ
  - 期日前投票のご案内
- ◆3面
  - 投票所における新型コロナウイルス感染症対策について
- ◆4面
  - 各種不在者投票のご案内
  - 選挙公報の配布

**自分で決めよう！ これからの日本。**

**投票日**

**10月31日** 

【公示日10月19日(火)】

**衆議院議員選挙**  
**最高裁判所裁判官国民審査**

※投票時間は午前7時～午後8時です



区選挙管理委員会では、期日前投票所を含む全ての投票所において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底したうえで、選挙を実施いたします。有権者の皆様にもご協力をお願いします(詳しくは、3面をご覧ください。)



【ご案内】衆議院(小選挙区選出)議員選挙について、新宿区内の選挙区は「東京都第1区」と「東京都第10区」に分かれます。お住いの地区によって、選ぶ候補者が異なりますのでご注意ください(詳しくは、2面をご覧ください。)

●今回の選挙で投票できる方●

◆新宿区に転入された方◆

■新宿区で投票できる方  
次の要件を全て満たす方は、新宿区の選挙人名簿に登録され、「新宿区」で投票できます。

- (1) 平成15年11月1日までに生まれた日本国民であること。
- (2) 令和3年7月18日までに、新宿区へ転入の届出をしていること。
- (3) 令和3年10月18日まで、引き続き新宿区に住居登録があること。

■前住所地で投票できる方  
次の要件を全て満たす方は、「前住所地の区市町村」で投票できます。

- (1) 平成15年11月1日までに生まれた日本国民であること。
  - (2) 令和3年7月19日以降に、新宿区へ転入の届出をしていること。
  - (3) 前住所地の選挙人名簿に登録があること。
    - ①前住所地に3か月以上住んでいた場合、前住所地の選挙人名簿に登録されている可能性があります。
    - ②前住所地を転出した日から4か月を経過した場合は、選挙人名簿から登録がなくなります。
    - ③前住所地に投票用紙を請求し、新宿区で不在者投票ができることがあります。
- ※①～③については、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

◆新宿区内で転居された方◆

- (1) 令和3年10月8日(金)までに区内で転居の届出をされた方  
新住所の投票所で投票してください。
  - (2) 令和3年10月9日(土)以降に区内で転居の届出をされた方  
旧住所の投票所で投票してください。
- ※上記は、投票日当日(10月31日)に投票される場合の投票所です。



◆新宿区から転出した方・する方◆

(1) 令和3年7月19日以降に転出し、新住所地へ転入の届出をした方  
新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます(新住所地では投票できません)。

※新宿区の選挙人名簿に登録されている方には「投票所整理券」を発送します。令和3年10月9日(土)以降に転出された場合は、新住所地に届くよう郵便局に転居届をお出しください。

※新宿区で投票できる方は、新住所地で不在者投票をすることもできます。詳しくは、新宿区選挙管理委員会までお問い合わせください。

(2) 令和3年6月30日～令和3年7月18日の間に転出の方

- ①新住所地で選挙人名簿に登録された方(令和3年7月18日までに新住所地へ転入の届出をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません)。
- ②新住所地で選挙人名簿に登録されない方(令和3年7月19日以降に新住所地へ転入の届出をした方)で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます。また、新宿区で投票できる方は、新住所地で不在者投票をすることもできます。

(3) 令和3年6月29日以前に転出の方

- ①新住所地で選挙人名簿に登録された方(令和3年7月18日までに新住所地へ転入の届出をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません)。
- ②新住所地で選挙人名簿に登録されない方(令和3年7月19日以降に新住所地へ転入の届出をした方)で、新宿区で選挙人名簿に登録されている方は、新宿区を転出した日から4か月を経過しない間は、期日前投票ができる場合があります。詳しくは、新宿区選挙管理委員会にお問い合わせください。

※「転出した日」は届出をした日ではなく、「実際に引越した日」です。  
※新宿区を転出した日から4か月を経過した場合は、選挙人名簿から登録がなくなります。

◆立候補者の情報◆

立候補者の氏名・経歴・政見・写真等の情報は、以下から入手可能です。

- (1) 選挙管理委員会が提供するもの
  - ・選挙公報(東京都のホームページへも掲載)【4面を参照】
  - ・公営ポスター掲示場(区内380箇所)
- (2) 各立候補者が選挙運動として利用できるもの
  - ・政見放送、経歴放送、選挙運動用ビラ、街頭演説、個人演説会など
  - ・ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッター等)・電子メール

※上記媒体の活用の有無は、法律による制限に加え、各候補者に委ねられているため、必ずしも全ての候補者について行われるとは限りません。

◆投票所変更のお知らせ◆

投票日当日の10月31日(日)は、以下の投票所が変更になります。

投票区	前回(変更前)	今回(変更後)
第27投票所	区役所第一分庁舎 1階 (歌舞伎町1-5-1)	区役所本庁舎 地下1階 (歌舞伎町1-4-1)
第41投票所	落合第三小学校 (西落合1-12-20)	落合第二特別出張所 (中落合4-17-13)
第44投票所	淀橋第四小学校 (北新宿3-17-1)	淀橋第四幼稚園 (北新宿3-17-1) ※小学校と同敷地内です

※詳しくは、投票所整理券をご確認ください。  
※期日前投票所の変更については、第2面をご確認ください。

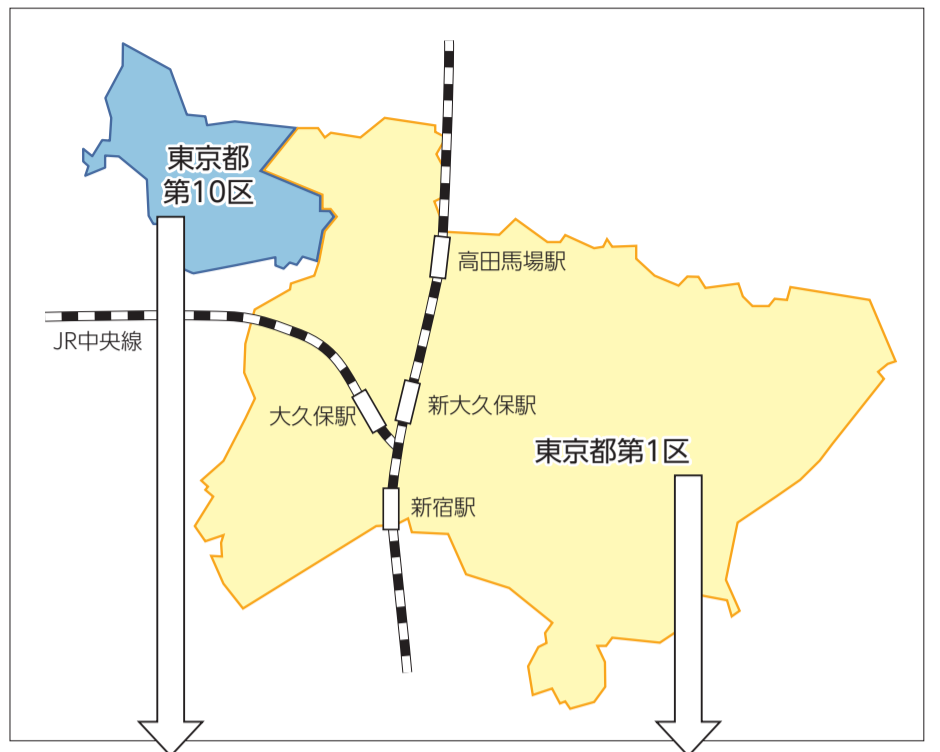
# 新宿区の小選挙区は「東京都第1区」と「東京都第10区」です

新宿区内の選挙区は、衆議院(小選挙区選出)議員選挙の場合のみ、**東京都第1区**と**東京都第10区**に分かれます【右図参照】。ご自身が、いずれの選挙区に属するかをよくご確認のうえ、投票してください。

- 「東京都第1区」の区域にお住まいの方は、「東京都第1区」から立候補している小選挙区の候補者を選び、投票してください(「東京都第10区」の候補者は選べません)。
- 「東京都第10区」の区域にお住まいの方は、「東京都第10区」から立候補している小選挙区の候補者を選び、投票してください(「東京都第1区」の候補者は選べません)。
- ご利用いただける期日前投票所が、選挙区によって異なりますのでご注意ください。**詳しくは、下記「期日前投票のご案内」をご覧ください。

新宿区内での選挙区の分割は、衆議院(小選挙区選出)議員選挙の場合のみ行われます。衆議院(比例代表選出)議員選挙や最高裁判所裁判官国民審査、その他の選挙(参議院議員選挙、東京都議会議員選挙、東京都知事選挙、新宿区議会議員選挙、新宿区長選挙)については、区内での分割は行われません。

**【参考】**  
 ※新宿区の「第1区と第10区への分割」は、衆議院議員小選挙区の「一票の較差」解消のため、平成29年の公職選挙法改正により、同年の衆議院議員選挙から実施されています。  
 ※**東京都第1区**は、新宿区の一部、港区の一部、千代田区により構成され、**東京都第10区**は、新宿区の一部・中野区の一部・練馬区の一部・豊島区の一部により構成されています。



東京都第10区の区域	東京都第1区の区域
中落合1・3・4丁目 上落合1～3丁目 西落合1～4丁目 中井1・2丁目	東京都第10区に属さない地域 (左記以外の町丁目)

## ◆期日前投票のご案内◆

投票日当日、仕事や旅行、用事などで投票所に行くことができない方は期日前投票ができます。

**今回の選挙では、選挙区によって、ご利用いただける期日前投票所が異なりますので、ご注意ください【右表参照】。**

- 持参するものは？  
投票所整理券がお手元に届いていれば、整理券裏面の「**期日前投票宣誓書(兼請求書)**」に**必要事項をあらかじめご記入の上、お持ちください。** ※印鑑は不要です。
  - 投票所整理券が無いと投票できませんか？  
投票所整理券がまだ届いていない、紛失した等の場合は、期日前投票所に備え付けの「**期日前投票宣誓書(兼請求書)**」をご利用ください。新宿区の選挙人名簿に登録があり、投票する日現在で選挙権がある方であれば、投票できます。
  - 住所によって期日前投票所は決められていますか？  
衆議院議員小選挙区の区域により異なります。**右表**をご覧ください。 (例:東京都第10区の方は、戸塚特別出張所では投票できません。)
  - 長期の出張等で期日前投票に行けない場合は？  
滞在地で不在者投票をすることができます。詳しくは**4面**「滞在地・転出先での不在者投票」をご覧ください。
- ※期日前投票の時間は、いずれの期日前投票所でも**午前8時30分～午後8時**までです。

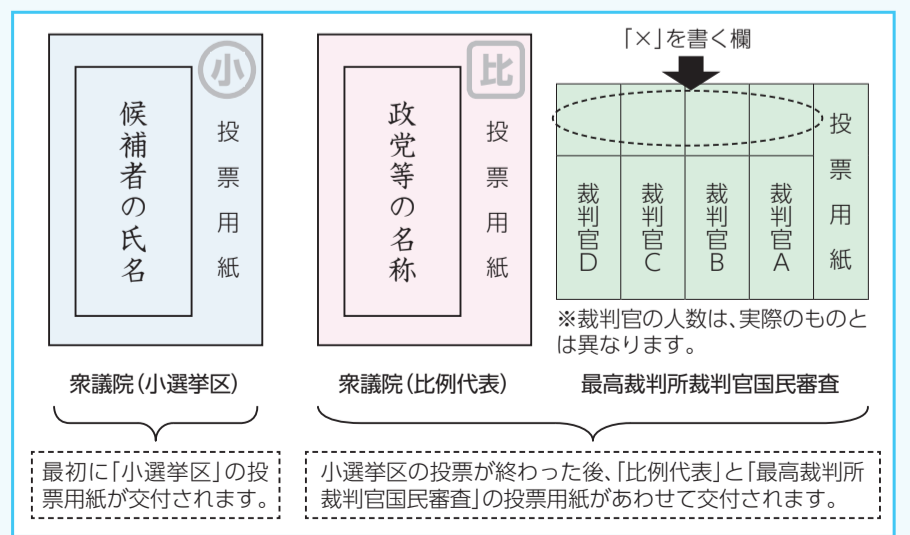
	期日前投票所	所在地	期間
東京都第1区	区役所本庁舎 地下1階	歌舞伎町1-4-1	10月20日(水)～10月30日(土)
	四谷特別出張所	内藤町87	10月24日(日)～10月30日(土)
	笹塚特別出張所	笹塚町15	
	榎町特別出張所	早稲田町85	
	若松町特別出張所	若松町12-6	
	大久保特別出張所	大久保2-12-7	
	戸塚特別出張所	高田馬場2-18-1	
	落合第一特別出張所 1階	下落合4-6-7	
	柏木特別出張所	北新宿2-3-7	
	角筈特別出張所	西新宿4-33-7	

	期日前投票所	所在地	期間
東京都第10区	区役所本庁舎 6階	歌舞伎町1-4-1	10月20日(水)～10月30日(土)
	落合第一地域センター 3階 ※落合第一特別出張所と同一建物内	下落合4-6-7	10月24日(日)～10月30日(土)
	落合第二特別出張所	中落合4-17-13	

※表中の赤の太字は、変更になった期日前投票所です。ご注意ください。

## ◆投票の方法◆

- 投票する順序  
最初に「衆議院(小選挙区選出)議員選挙」を行い、次に「衆議院(比例代表選出)議員選挙」と「最高裁判所裁判官国民審査」を同時に行います。
- 衆議院(小選挙区選出)議員選挙【あざき色】  
候補者の氏名を1名のみ書きます。東京都第1区の投票所では「東京都第1区の候補者名」を、東京都第10区の投票所では「東京都第10区の候補者名」を書きます。
- 衆議院(比例代表選出)議員選挙【ピンク色】  
政党等の名称を1つのみ書きます。
- 最高裁判所裁判官国民審査【うぐいす色】  
投票用紙には、裁判官の氏名が印刷されています。やめさせたいと思う裁判官がいれば、氏名の上に「×」を書きます。やめさせなくてよいと思う場合は、何も書かないでください。



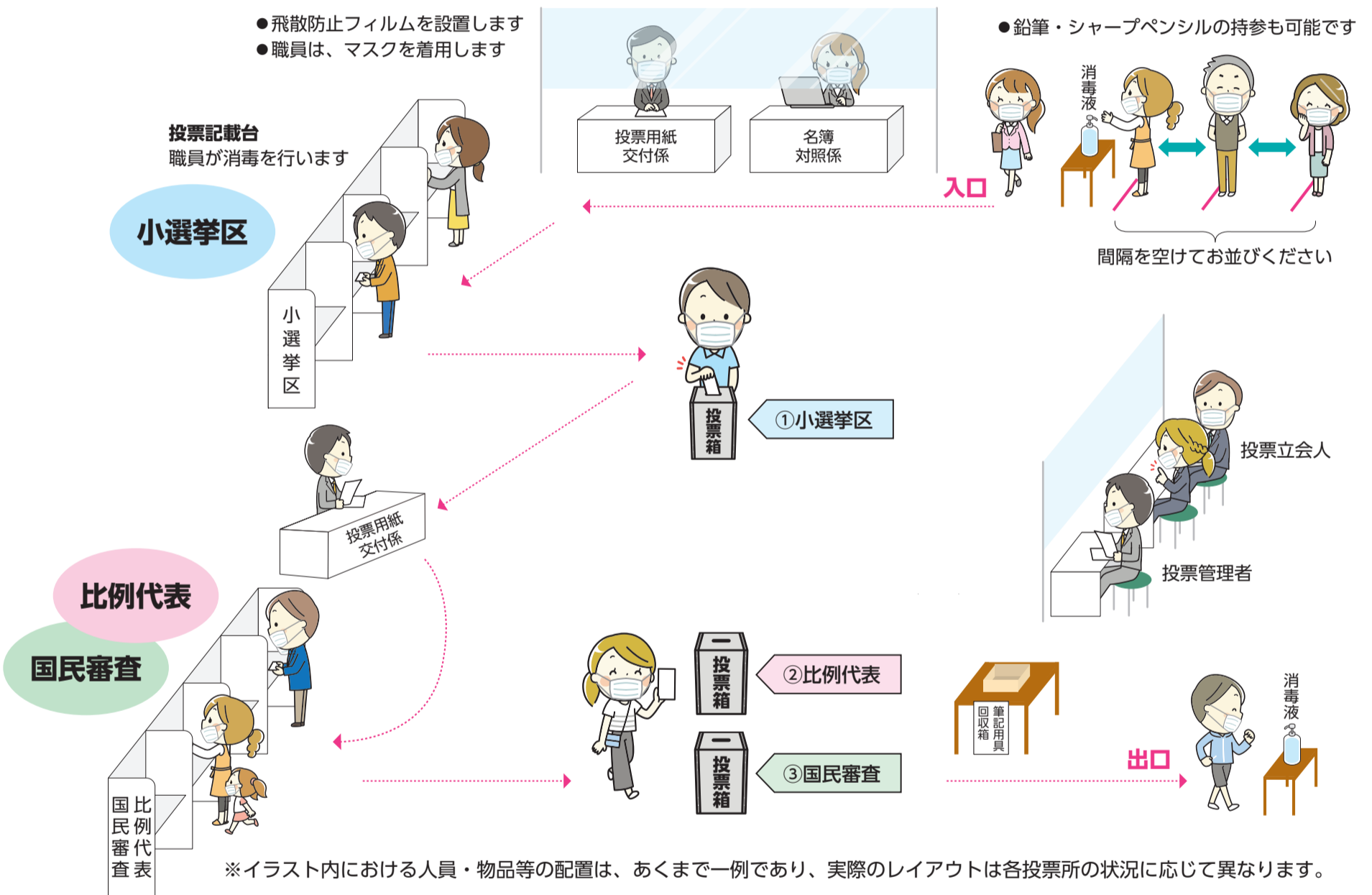
# 投票所における新型コロナウイルス感染症対策について

## ◆新宿区が実施する感染症防止対策◆

- すべての投票所(期日前投票所を含む)に消毒用アルコールを設置します。
  - 投票所の職員は、マスクを着用し、手洗い及び手指の消毒を励行します。
  - 名簿対照係及び投票用紙交付係・投票管理者及び投票立会人の面前には、飛散防止フィルムを設置し、有権者と職員間における感染リスクの低減に努めます。
  - 消毒済みの鉛筆をご用意しています(鉛筆やシャープペンシルをご持参いただくことも可能です)。
  - 投票記載台や、貸出し物品(老眼鏡やルーペ・点字器など)についても消毒を徹底します。
  - 投票所内は、換気を適宜実施します。
  - 期日前投票所における混雑・集中緩和のために、区選挙管理委員会特設ホームページ上で、投票者数に関する情報を提供します。
- ※ 特設ホームページには「前回(平成29年)の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査」「今年の東京都議会議員選挙」における期日前投票所別投票者数を参考として掲載するとともに、「今回の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査」における日ごとの期日前投票所別投票者数を毎日更新します。

## ◆ご来場の皆様へのお願い◆

- ご来場の際は、可能な限り**マスク**の着用をお願いします。
  - ご来場の際の手指の**アルコール消毒**、投票所内の**咳エチケット**にご協力ください。※1
  - ご自身で**鉛筆・シャープペンシル**をご持参いただくことも可能です。※2
  - お並びいただく際は、**一定の間隔**を空けるようお願いいたします(ソーシャル・ディスタンスの確保)。
  - 期日前投票**を、ぜひ積極的にご利用ください。スムーズな受付のために、**あらかじめ投票所整理券の裏面にある「期日前投票宣誓書(兼請求書)」のご記入**をお願いします。
- ※1 アレルギー等、アルコール消毒が困難な方は、係員までお申し出ください。  
 ※2 鉛筆・シャープペンシルを推奨しております(投票用紙は樹脂製で乾きにくいいため、ボールペン・水性ペン等では、インクで他の投票用紙が汚れたり、投票用紙同士がくっついたり、文字がにじんで判読が困難になる恐れがあります。ただし、鉛筆以外の筆記用具を拒否するものではありません)。



## ◆特例郵便等投票◆

新型コロナウイルス感染症により療養等をされている方(※1)で、**一定の要件を満たす場合**、郵便等により投票をすることができます(特例郵便等投票)。

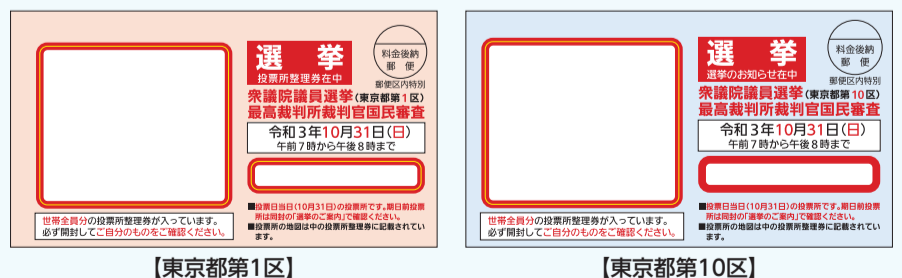
なお、請求には期限があります(※2)。詳しくは、**区選挙管理委員会特設ホームページ**をご覧ください。(https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/202111senkyo.html)

※1 特別郵便等投票に関する特別法により、濃厚接触者の方は、特例郵便等投票の対象ではありません(マスクの着用や手指の消毒など、感染防止対策を徹底したうえで、投票所・期日前投票所での投票をお願いします)。

※2 請求期限(10月27日水)を過ぎてからは、今回の選挙における特例郵便等投票の請求はできません。お早めにお手続きください。

## ◆投票所整理券◆

公示日以降順次、投票所整理券を住民票の世帯ごとにまとめて封書(下記参照)でお送りします。投票の際は、印字されたお名前をよくご確認のうえお持ちください。



## ◆投票・開票速報◆

開票は、10月31日(日)午後8時45分から、新宿コズミックスポーツセンター(大久保3-1-2)で行います。投票・開票の速報は、投票日当日に新宿区のホームページでご覧いただけます。

新宿区の選挙人名簿に登録のある方は、投票所整理券が届かない場合や、紛失した場合でも投票ができます。投票所の係員にお申し出ください。

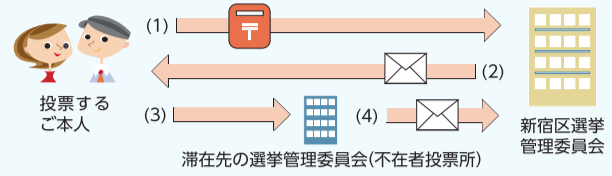
なお、投票所整理券がお手元に届いても、選挙人名簿の登録要件を満たさなかった場合、要件を満たさない事実が判明した場合、新住所地で選挙人名簿に登録された場合は、投票することができません。

### ◆滞在地・転出先での不在者投票◆

国内の出張や旅行、区外への引っ越しなどで、新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、次の手続きにより、新宿区以外の区市町村の選挙管理委員会にて不在者投票ができます。不在者投票ができるのは、**10月20日(水)～10月30日(土)**です。投票用紙等の請求・送付は郵便による方法を用いますので、お早めにお手続きください。

- (1) 投票するご本人が、新宿区選挙管理委員会にて投票用紙等を請求します。記載例(右図)を参考にして、便せん等に記入して請求してください。
  - ※区外へ転出された方のうち、裏面に「不在者投票宣誓書(兼請求書)」が印刷された投票所整理券をお持ちの方は、そちらをご利用ください。
  - ※請求書の様式は、新宿区のホームページからもダウンロードできます。
  - ※投票用紙等は電子メールやファックス、電話での請求ができません。郵便で請求してください(必要な申請ツール等をお持ちの方は、電子申請が可能な場合があります。詳しくは、区選挙管理委員会特設ホームページをご覧ください。)
- (2) 請求書が新宿区選挙管理委員会に到着後、公示日の10月19日(火)以降に(20日(水)以降に到着した分については、受付が済み次第)「投票用紙の送付先」にレターパックプラスで投票用紙等をお送りします。
- (3) 滞在先・転出先の区市町村の選挙管理委員会(不在者投票所)で不在者投票をしてください。
  - ※不在者投票所以外の場所で投票用紙に記入をすると無効になります。
  - ※不在者投票所の場所や投票できる日時は自治体によって異なりますので、事前に滞在先・転出先の選挙管理委員会にご確認ください。

(4) 投票用紙等は滞在先・転出先の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日(10月31日(日))を過ぎると無効になりますので、お早めに投票してください。



**【記載例】 投票用紙等請求書**

私は令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の当日、〇〇(←投票所に行けない理由を記入)のため投票所に行けない見込みです。

このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

令和3年〇月×日

- 1 氏名(ふりがな)
- 2 生年月日
- 3 新宿区での住所
- 4 投票用紙の送付先住所
- 5 電話番号(日中に連絡がつく番号や携帯電話の番号)

投票用紙の請求先 新宿区選挙管理委員会 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1

### ◆身体の不自由な方には◆

- 代理投票
 

心身の故障等で、投票用紙に自書できない方は、投票所・期日前投票所の係員が補助者としてお手伝いします。ご希望の方は、係員にお申し出ください。投票の秘密は守られますのでご安心ください。
- 点字投票
 

目が不自由な方は点字投票ができます。ご希望の方は、投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。
- その他
 

すべての投票所・期日前投票所には、老眼鏡・点字器・文鎮・ルーペ・コミュニケーションボード・筆談ボード・車いす等を用意しています。車いすのまま利用できる記載台もあります。必要な方は、係員にお申し出ください。

### ◆指定病院等に入院・入所している方の不在者投票◆

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。お早めに病院・施設にお問い合わせください。新宿区内の指定病院・施設は下表のとおりです。

慶應義塾大学病院	特別養護老人ホーム 新宿けやき園
大久保病院	特別養護老人ホーム マザアス新宿
東京新宿メディカルセンター	特別養護老人ホーム 神楽坂
東京女子医科大学病院	特別養護老人ホーム もみの樹園
国立国際医療研究センター	特別養護老人ホーム みさよはうす富久
東京山手メディカルセンター	有料老人ホーム サニーパレス四谷壱番館
目白病院	有料老人ホーム グランダ哲学堂公園
聖母病院	有料老人ホーム せらび新宿
東京医科大学病院	有料老人ホーム しまナーシングホーム飯田橋
春山記念病院	有料老人ホーム コミュニケア24癒しの新宿御苑
林外科病院	有料老人ホーム メディアシスト市谷柳町
特別養護老人ホーム 原町ホーム	有料老人ホーム グランヴィ神楽坂
特別養護老人ホーム 聖母ホーム	介護老人保健施設 デンマークイン新宿
養護老人ホーム 聖母ホーム	介護老人保健施設 マイウェイ四谷
北山伏特別養護老人ホーム あかね苑	介護老人保健施設 フォレスト西早稲田
北新宿特別養護老人ホーム かしわ苑	指定障害者支援施設 新宿けやき園

### ◆郵便等による不在者投票◆

身体が不自由なため投票所に行くことが難しく、下表に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、**10月27日(水)まで**(※)に投票用紙等の請求をすることにより、郵便等による不在者投票ができます。

また、下表に該当し、かつ「身体障害者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が1級の方」または「戦傷病者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が特別項症～第2項症の方」は、事前の手続きで代理記載制度が利用できます。詳しくは区選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票ができる方

手帳の種類等	内容	等級等
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

※請求期限(10月27日(水))を過ぎてからは、今回の選挙の郵便等による投票用紙等の請求はできません。お早めに手続きしてください。

### ◆投票所への移動に関する支援◆

視覚障害や全身性障害、知的障害や精神障害のある方は「移動支援事業」等の制度を利用することにより、ご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。また、難病等でも支援が受けられる場合があります。介護保険の「要介護」・「要支援」の認定を受けている方または「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の方は、「訪問介護」のサービスによりご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

- ◆視覚障害・全身性障害・知的障害・精神障害・これらに準ずる難病等の方
  - ➔障害者福祉課支援係 ☎(5273)4583・☎(3209)3441
- ◆介護保険の「要介護」の認定を受けている方
  - ➔介護保険課給付係 ☎(5273)3497・☎(3209)6010
- ◆介護保険の「要支援」の認定を受けている方または介護予防・生活支援サービス事業対象者の方
  - ➔地域包括ケア推進課介護予防係 ☎(5273)4568・☎(6205)5083

### ◆在外投票◆

国外に在住し、在外選挙人名簿に登録されている方は、国外でも衆議院議員選挙の投票ができます。また、一時帰国している方や、帰国後に国内の選挙人名簿にまだ登録されていない方は、在外選挙人証を提示することで、国内で「期日前投票」「滞在地・転出先での不在者投票」「投票日当日の投票」のいずれかの方法により投票ができます。詳しくは区選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

### ◆選挙管理委員会公式ツイッターのご案内◆

区選挙管理委員会公式ツイッターでは、選挙に関する情報を随時配信しています。ぜひご利用ください。

アカウント名:shinjuku\_senkan(新宿区選挙管理委員会)  
URL:https://twitter.com/shinjuku\_senkan



二次元コード

### ◆選挙公報を配布します◆

10月29日(金)までに、委託業者が選挙公報を各家庭に配布します。期間内に届かなかった場合は、区選挙管理委員会事務局までご連絡下さい。

また、区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な施設にも置きます。目の不自由な方のために、点字版や音声版の選挙公報も用意しています。こちらも区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

※東京都選挙管理委員会ホームページ(https://www.r3syuugiinsen1.metro.tokyo.lg.jp/)でも選挙公報がご覧になれます。公開は10月22日頃の予定です。新宿区ホームページからもご覧になれます。